

事務事業評価シート

年度

4

1. 基本情報

事業番号	030502030002	事務事業名	家族介護慰労金支給事業
まちづくり目標	健やかな暮らしを守り支え合うまち	施策	高齢者がいきいきと暮せるまちづくり
基本施策	地域包括ケアの推進	取り組み事項	生活支援のサービスを充実する
部名	健康福祉部	課名	長寿福祉室
事業の開始	平成13年度	終了年度	なし
実施の概要	過去1年間介護保険サービス(年7日以内のショートステイは除く。)を利用することなく、要介護4相当以上の高齢者を在宅で介護する家族に対し、年額12万円を支給する。		
対象	介護保険サービスを利用することなく要介護4相当以上の高齢者を介護している家族		
目的	慰労金の支給により高齢者及び介護者の精神的、経済的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
事務事業類型	ソフト事業		
関連計画	高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画		
根拠法令	条例・規則・要綱		
	相生市家族介護慰労金支給事業実施要綱		

2. 事業費

(1) 歳出

単位:人、円

	実績値				計画値	
	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算	令和6年度	令和7年度
正規職員数		0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
会計年度任用職員数		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人件費計		271,462	305,995	305,995	305,995	0
事業費計		120,000	0	240,000	240,000	240,000
フルコスト		391,462	305,995	545,995	545,995	240,000

(2) 歳入

単位:人、円

	実績値				計画値	
	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算	令和6年度	令和7年度
特定財源	国庫支出金	46,200	0	114,000	0	0
	県支出金	23,100	0	46,000	0	0
	市債	0	0	0	0	0
	その他	27,600	0	34,000	0	0
フルコストー特定財源	294,562	305,995	351,995	545,995	240,000	
事業費計ー特定財源	23,100	0	46,000	240,000	240,000	

3. 評価指標

(1) 活動指標

指標名	【量】支給人数					
単位	人					
指標数値のめざす方向	維持					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単年度計画値		2	2	2	2	2
単年度実績値		1	0			
前年比	-	-	-	-	-	-
単年度達成率	-	50%	-	-	-	-

(2)コスト指標

指標名1	支給1人当たりのフルコスト					
単位	円/人					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単年度計画値		195,731	152,997.5	272,997.5	272,997.5	120,000
単年度実績値		391,462				

4. 事後評価

(1) 評価のまとめ

評価視点	評価点	評価内容	課題認識
妥当性	C:妥当性が低い	家族による介護への動機付けとなるが、重度の要介護者がサービスを使わないこと自体を問題視しており、課題として認識している。	あり
有効性	C:有効性が低い	在宅生活の支えとなるほどの補助額を支給できるものではない。また、介護サービスを使わないことで慰労金支給対象となる一方、必要な介護が疎かにならないよう配慮する必要がある。	あり
効率性	C:効率性が低い	要介護4相当以上の者が1年間介護サービスを使わないケースは稀であり対象者が少ない。介護保険給付外の医療系サービス利用者は制度上対象となるが、家族介護への慰労という主旨から介護系デイサービス利用者との公平性について検討の必要がある。	あり
改革・改善プラン達成度	C:改革改善効果が低い	さらなる制度の周知を図る。	なし
透明性	B:比較的透明性を確保している	ホームページや広報誌へ掲載している。該当になる可能性がある対象者に通知している。	なし

(2) 総合評価

総合評価
D

(3) 方向性評価(担当者)

方向性	E: 廃止
所見	介護サービスの利用につなげることで、家族の精神的負担の軽減を図る。
休止・廃止となったときの影響	事業対象者も少なく、また対象者が介護する者については、介護サービスの利用につなげ、家族の精神的負担軽減を図ることから、大きな影響はないものとする。

(4) 方向性評価(施策担当者)

方向性	E: 廃止
所見	介護保険サービスが充実し、本人の心身の状況に応じたサービスを受けられる環境が整っている中、家族介護者だけで介護を負担するのではなく、適切に介護保険サービスをご利用いただきたい。今後、近隣市町及び社会情勢を鑑み、本事業については随時検討していく。